

令和6年度第1回鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査報告書

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会規則第2条第2項に基づき、監査委員会を実施しましたので、その結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

医療法施行規則第十五条4に準じ、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者等の業務の状況について、オンラインで管理者等から説明聴取により監査を実施しました。

実施日時:令和6年10月18日(金)9時30分～11時05分

出席者:武中病院長、千酌副病院長/医療安全管理責任者、難波病院長特別補佐、
谷口医療安全管理部長/医師 GRM、椎木医薬品安全管理責任者、秦薬剤師 GRM、
深田看護師 GRM、米山看護師 GRM、牧山管理栄養士長、鬼村事務部長、清水医療支援課長、
小林医療支援課副課長、中川医療支援課員

2. 監査の結果

(1)医療安全管理部門活動状況報告及びまとめ

医療安全に係る各種の委員会とそれらに関連したチーム会等の開催状況、活動状況等及びまとめについて説明を受けました。

各委員会が機能的に役割を果たしていると考えます。また、医療事故発生時に院内医療事故調査委員会を立ち上げ適切に調査を行っていること、医療安全に関係する委員会に医療安全管理部の構成員が委員として参加することにより医療安全管理部内で情報共有が行われていることが確認できました。

(2)昨年度に目標未達成であった項目の今年度の取り組みと到達状況

令和5年度の医療安全管理部活動の目標未達成項目、それぞれの今年度の取り組み内容について説明を受けました。

医療安全の推進につながる活動に対して、様々な指標を目標として取り組んでおられます。未達成の項目についても、達成できなかった理由を分析し、次につなげていくためにも継続した取り組みが必要と考えます。研修医及び多職種からのインシデントレポート報告については、報告しやすい風土作りに向けて様々な取り組みを行っていることを確認しました。転倒転落予防については、様々な視点で原因の分析が行われていることを確認しました。患者誤認防止については、物品やシステムの視点からも検討されていることを確認しました。また、前回委員会において転倒による骨折を低減するマットの予算措置の提案について検討いただき、対応いただけたことに感謝を申し上げます。

(3)重大な医療インシデントの報告と対応策に関して

重大インシデントの把握及びその対策を検討する体制について説明を受けました。

スタットコールのインシデントレポート提出を全例行っていること、患者死亡時には対応チェックシートを作成しないと死亡診断書が作成できないことを確認しました。また、インシデント事例を取り上げ、当事者を含めた検討体制であること、関係部署と共に対応策を検討していることが確認できました。

(4)入院患者に対する、栄養管理と食事支援への取り組みについて

栄養部の栄養管理体制、アレルギー対応、摂食嚥下障害への対応及びチーム医療への参画について

説明を受けました。

アレルギー等への対策を行い、必要な栄養管理を実施している状況を確認しました。また、患者からの要望を収集し、その分析結果に基づき改善策を検討していること、給食業務等の外部委託業者に対して、病院長からのメッセージが直接伝わるルートを設けたことを確認しました。

3. 総括

前回の監査以降の鳥取大学医学部附属病院の医療安全管理体制における業務状況について病院長等に報告を求め、その状況を確認しました。今回、医療安全管理部活動状況報告及びまとめ、昨年度に目標未達成であった項目の今年度の取り組みと到達状況、重大な医療インシデントの報告と対応策に関して、入院患者に対する栄養管理と食事支援への取り組みについて監査を実施し、おおむね適切な対応がなされていると判断しました。

今後もより一層、安全管理業務に努めていただき、地域医療の最後の砦として高度かつ安心安全な医療を実施されることを期待します。

令和6年12月16日

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会

委員長 福田 誠司

委員 中村 寿夫

委員 井上 俊之